







7月は、固定資産税・ 都市計画税第2期の納期です。

〜納付には、便利な□座振替を〜

◆納税課Ⅲ ☎ 042-460-9831

届け出・税・年金^など

証明書コンビニ交付サービスの停止

東京都の庁舎電気設備点検に伴い、マ イナンバーカードを利用した証明書コン ビニ交付サービスが下記の日程で終日停 止します。ご理解とご協力をお願いします。 なお、停止日程は変更になる場合があ りますので、最新の情報は市⊞をご覧 ください。

- **聞**7月15日仕
- 対市内外の全ての店舗
- ◆市民課Ⅲ ☎ 042-460-9820 保 1042-438-4020

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

- 時7月8日生・9日日午前9時~午後4時
- 場●市税…納税課(田無庁舎4階)
- ●国民健康保険料…保険年金課(田無庁 舎2階) ※窓口は田無庁舎のみ
- 内市税・国民健康保険料の納付および 相談、納付書の再発行など
- ◆納税課Ⅲ ☎ 042-460-9832
- ◆保険年金課 642-460-9824

国民年金保険料納付免除 • 納付猶予の申請

平成29年度分(7月~平成30年6月) の保険料納付免除・納付猶予申請受付が 7月3日例から始まります。

- 場保険年金課(田無庁舎2階)・市民課 (保谷庁舎1階)
- | 毎年金手帳・認め印など
- □免除申請 被保険者・配偶者・世帯主 それぞれの前年所得(平成28年中所得) が基準額以下の場合に、全額または一部 免除が承認されます。承認期間は年金受

給資格期間に含まれ、老齢年金の受給額 は承認区分や一部納付の月数に応じて計 算されます。

※一部免除承認期間は、下表の保険料を 納めないと未納扱いとなります。

□納付猶予申請 50歳未満の方で、被 保険者・配偶者それぞれの前年所得が基 準額以下の場合に承認されます。承認期 間は年金受給資格期間に含まれますが、 老齢年金額には反映されません。

7	《認区分	承認後の 保険料(月額)	老齢年金額に 反映される割合
全額免除		0円	免除期間の 2分の1
一部免除	4分の3	4,120円	// 8分の5
	半額	8,250円	// 4分の3
	4分の1	1万2,370円	// 8分の7
納付猶予		0円	反映されません

※平成21年3月以前の承認期間は老齢年金 額に反映される割合が異なります。 ※原則、申請は毎年必要です。

□特例認定区分(失業など)

申請者(本人)・配偶者・世帯主のうち、 失業などの理由で免除・納付猶予を申請 する場合、以下の書類の添付によって所 得審査を省略できます(平成29年度分は 平成27年12月31日以降の退職日のもの が有効)。

- 雇用保険被保険者離職票
- 雇用保険受給資格者証
- ■雇用保険被保険者資格喪失確認通知

※一般的な退職証明書・社会保険資格喪 失証明書では特例認定区分は利用不可

- 間 武蔵野年金事務所 6422-56-1411
- ◆保険年金課 642-460-9825

出産育児一時金・葬祭費の支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産 育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っ ていない方は、手続きをしてください。 時効は2年間です。

場保険年金課(田無庁舎2階)・市民課 (保谷庁舎1階)

□出産育児一時金の支給 国保に加入し ている方が出産した時に支給されます。 医療機関へ支払われる直接支払制度や受

取代理制度があり、利用する場合は、出 産前に医療機関と契約を交わすことで、 出産後の申請は原則不要となります。 ※直接支払制度を利用して出産費用が一 時金を下回る方や、直接支払制度などを 利用しない方は申請が必要です。

勝●保険証 ●認め印 ●世帯主名義 の□座が確認できるもの●直接支払制 度合意文書 ●出産費用明細書 ●マイ ナンバーの分かる書類

□葬祭費の支給 国保に加入している方 が死亡し、葬祭を行った場合に喪主の方 に支給されます。

★ ●会葬礼状または葬儀の領収書 ●保 険証 ●認め印 ●喪主名義の□座が確 認できるもの
●マイナンバーの分かる書類

◆保険年金課 ■ 642-460-9821

福祉

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料・受験料を無利子 で貸し付けることで、一定所得以下の世 帯の子どもの支援を行います。入学した 場合は、申請により返済が免除されます。

■受講料貸付限度額

中学3年生・高校3年生など…20万円

□受験料貸付限度額

中学3年生^など···2万7,400円

高校3年生など…8万円

対市内在住世帯の生計中心者

※貸付には条件があります。詳細は、お 問い合わせください。

問社会福祉協議会 ■ 042-422-2010

臨時福祉給付金(経済対策分)の 申請受付終了

上記給付金の申請受付は、6月30日 (消印有効)をもって終了しました。

◆臨時福祉給付金窓□

a 042 - 497 - 4976

入院期間中の紙おむつ代の助成

紙おむつの持込不可の病院に入院し、 紙おむつ代を病院に支払っている高齢者 などに助成を行います。

□対象期間 3月1日~6月30日入院分 □助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費 金額(上限月額4,500円)

対次の全てに該当する方

●入院期間(上記対象期間)中に本市に住 民登録をしている ●40歳以上で、入 院時に介護保険で要介護1以上の認定を 受けている ●紙おむつ持込禁止の医療 保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を 病院に支払っている ●入院期間中に生 活保護を受給していない

□申請

時7月10日(月)~31日(月)の平日

場高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保 健福祉総合センター1階)

持 ●介護保険被保険者証のコピー ●振込 先の口座が分かるもの(通帳のコピーなど)

●認め印 ●病院が発行した領収書のコピー ※領収書には、対象者氏名・入院期間・ 病院名・紙おむつ代の金額の記載が必要 です。領収書の金額にシーツやパジャマ 代などが合算されている場合は、別途病 院発行の内訳が必要です。

※次回は11月受付予定(7~10月入院分)

◆高齢者支援課保 6042-438-4028

介護保険訪問看護利用者 負担軽減認定の申請

低所得者を対象に介護保険における訪 問看護の利用者負担(1割負担)の25% を軽減します。

🖶 7月3日例から、平成29年度(8月~ 平成30年7月)の受付開始

※世帯全員が住民税非課税など要件があ りますので、事前にお問い合わせください。 费●介護保険訪問看護利用者負担軽減 対象認定申請書

- ●収入および預貯金などの申告書(世帯 全員の預貯金通帳のコピー添付)
- ●資産および扶養の有無に関する申告書
- ◆高齢者支援課保 642-438-4030

介護保険負担割合証を送付します

負担割合(1割または2割)が記載され た「介護保険負担割合証」の有効期限は7 月31日です。対象となる方には、更新

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担 金の割合は、毎年8月1日に当該年度の 収入金額および住民税の課税所得金額と 世帯の状況により見直し(定期判定)を行 います。新しい高齢受給者証は、7月中 旬に簡易書留で郵送します。

❖負担割合の判定基準

□2割負担(昭和19年4月1日以前生ま れの方は特例措置により1割負担)

次のいずれかに該当する方

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が 145万円以上の被保険者がいない
- ●本人および同じ世帯にいる昭和20年 1月2日以降生まれの被保険者の「基 礎控除後の総所得金額等」の合計額が 210万円以下
- ●住民税課税所得(課税標準額)が145万 円以上だが、被保険者等の収入の合計 が次のいずれかに当てはまる(基準収 入適用申請が必要)
- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満

②同じく2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療 制度への移行により国保を抜けた方(旧 国保被保険者)がいる…旧国保被保険者 を含めた収入が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が 145万円以上の被保険者がいる
- ●世帯に被保険者が1人の場合はその収 新しい被保険者証を簡易書留で郵送しま 入が383万円以上、2人以上の場合は す。 合計が520万円以上

❖「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された : 次のいずれかに該当する方 方で、収入金額が基準額未満の場合は、 申請により2割負担(昭和19年4月1日 以前生まれの方は特例措置により1割負 担)となります。

※該当すると思われる方へ6月下旬に申 請書を送付しましたので、必ず申請して ください。

- ◆保険年金課 国保給付係 Ⅲ
- **a** 042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担 金の割合は、毎年8月1日に当該年度の 収入金額および住民税の課税所得金額と 世帯の状況により見直し(定期判定)を行 います。

被保険者証が有効期限内でも、一部負 担金の割合が変わる方には、7月中旬に

❖負担割合の判定基準

□ 1 割負担

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が 145万円以上の被保険者がいない
- ●本人および同じ世帯にいる昭和20年 1月2日以降生まれの被保険者の「賦 課のもととなる所得金額」の合計額が 210万円以下
- ●住民税課税所得(課税標準額)が145万 円以上だが、被保険者等の収入の合計 が次のいずれかに当てはまる(基準収

入額適用申請が必要)

①世帯に被保険者が1人…383万円未満 ②同じく2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に70~74歳の後 期高齢者医療制度以外の保険に加入して いる方がいる…その方と被保険者の収入 の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- ●世帯に住民税課税所得(課税標準額)が 145万円以上の被保険者がいる
- ●世帯に被保険者が1人の場合はその収 入が383万円以上、2人以上の場合は 合計が520万円以上

❖「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された 方で、収入金額が基準額未満の場合は、 申請により1割負担となります。

※該当すると思われる方へ6月下旬に申 請書を送付しましたので、必ず申請して ください。

- ◆保険年金課 後期高齢者医療係
 - **a**042-460-9823